

社会福祉法人 桐生会
特別養護老人ホーム 夕照たまのうら

運営規程

(ユニット型介護老人福祉施設)

ユニット型指定介護老人福祉施設 夕照たまのうら 運営規程

(ユニット型特別養護老人ホーム 夕照たまのうら 運営規程)

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人桐生会（以下「本会」という）が開設する特別養護老人ホーム 夕照たまのうら（以下「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「本事業」という）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め介護支援専門員および生活相談員、看護職員、介護職員等の従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 施設は、要介護状態になった場合においても、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供を行うことにより、入居者の心身の機能維持、並びに入居者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- 2 施設の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者、その他地域の保健・福祉・医療サービスを提供する者と連携に努めるものとする。
- 3 上記の他「天津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日天津市条例第 12 号）」を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 名称および所在地は次のとおりとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 夕照たまのうら
- (2) 所在地 滋賀県大津市玉野浦 15 番 1 号

(従業者の職種、人員数、及び職務内容)

- 第 4 条 施設に勤務する従業者の職種、人員数、及び職務内容は次の通りとする。
- (1) 施設長（管理者） 1 名 《併設の指定（介護予防）短期入所生活介護事業所を兼務する》
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
管理者は、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1 名以上《併設の指定（介護予防）短期入所生活介護事業所を兼務する》
入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1 名以上《併設の指定（介護予防）短期入所生活介護事業所を兼務する》
入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (4) 看護職員 4名以上《併設の指定（介護予防）短期入所生活介護事業所を兼務する》
医師の診察補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (5) 介護職員 30名以上
入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (6) 管理栄養士 1. 8名以上《併設の指定（介護予防）短期入所生活介護事業所を兼務する》
入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに食品衛生法に定める衛生管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上《併設の指定（介護予防）短期入所生活介護事業所を兼務する》
入居者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練に従事する。
- (8) 介護支援専門員 1名以上
入居者の心身の状況、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(入居者の定員)

第 5 条 施設の定員は90名とし、ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 8
- (2) ユニットごとの入居定員 1ユニット当たり 10名（6ユニット）
1ユニット当たり 15名（2ユニット）

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 食事、排泄、入浴、着替え等その他日常生活上の介護
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談、および援助

(料金、その他の費用の額)

第 7 条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、原則として介護保険負担割合証に記載の割合の額と別表1,2に定める食費及び居住費とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

2 前項の他、入居者より次の費用の額の支払いを受ける。

- (1) 特別な食事代（実費）
- (2) 理美容代（実費）
- (3) 介護の提供において通常必要とするものにかかる費用で、入居者に負担を求めることが適当と認められる費用（実費）
- (4) 電化製品使用料（居室持ち込みの電化製品1点に付、1日あたり40円）
- (5) 行事費（実費）

(6) おやつ代 1日あたり 130 円

(7) 入院期間中の居室代 1日あたり 3,000 円 (第1～第3段階含む)

但し、ご入居者又は身元引受人の同意を得て当該ベッドを短期入所生活介護 (空床利用) に利用した期間は、上記入院期間中の居室代をお支払いいただく必要はありません。

- 3 前項に規程する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

(施設利用にあたっての留意事項)

第 8 条 入居者は施設を利用するにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、入居当日の健康状態等を施設の従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

2 入居者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

3 入居者に面会をしようとする者は、面会票に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

4 入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

5 入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

6 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

(緊急時における対処方法)

第 9 条 従業者は、事業実施中における入居者の心身の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにその家族・主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第 10 条 サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに保険者及び関係各機関並びに身元引受人 (家族) ・主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための手段を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害に備えて、消防計画、水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害時等の発生の際にその事業を継続できるよう他の社会福祉施設との連携及び協力体制を構築するよう努める。

(利用者からの苦情及び要望相談窓口)

第12条 本会は、提供した事業にかかる入居者及びその家族からの苦情並びに要望に、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、苦情並びに要望の内容を配慮して、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 本会は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 その他の運営に関する重要な事項を次の通り定める。

(1) 本事業の社会的使命を十分認識し、従業員の資質向上を図るため、研修会を実施し業務体制を整備する。

(2) 入居者の人権の擁護および虐待防止等の対策を検討する委員会を、年に2回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底する。また、権利擁護および虐待防止の研修会を年2回以上開催する。

サービス提供中に、当施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

本号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止の為の指針を整備する。

(3) 従業員は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(4) 従業員は、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。

(5) 本会の役員、施設の管理者、職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律に規定する暴力団員をいう）であってはならない。また、運営において、暴力団員の支配を受けない事とする。

(6) この規程に定める事項の他、運営に関する必要な事項は本会が別に定める。

(附則) この運営規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この運営規程は、令和元年 10月 1日から改訂する。

この運営規定は、令和3年 8月 1日から改訂する。

この運営規定は、令和4年 12月 1日から改訂する。

この運営規定は、令和5年 4月 1日から改訂する。

この運営規定は、令和6年 1月 6日から改訂する。

この運営規定は、令和6年 8月 1日から改訂する。

この運営規定は、令和7年 8月 1日から改訂する。

別表 1 食費

単位:円／日

負担限度額				
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
3 0 0	3 9 0	6 5 0	1, 3 6 0	1, 7 4 0

別表 2 居住費 単位:円／日

負担限度額			
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
8 8 0	8 8 0	1, 3 7 0	3, 0 0 0